

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次	ページ
告示	1
保安林の指定解除の予定(六一二・秋田地域振興局農林)	2

告示

保安林の指定解除の予定(六一二・秋田地域振興局農林)

部	1
大規模小売店舗の新設に関し聴取した意見の概要(六一三・商業貿易室)	1
基本測量実施の通知(六一四・建設管理課)	2
公告	2
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室)	2
土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可申請を適当とする旨の決定(山本地域振興局農林部)	2
土地改良区の役員の変更の届出(秋田地域振興局農林部)	2
土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)	2
公の施設の指定管理者の募集(公営企業課)	2
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(総務事務センター)	2

告示

秋田県告示第六百十二号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十八年八月八日
 秋田県知事 寺田典城

郡市町村	大字	字	地番	全面積	保安林面積	保安林解除面積	指定の目的	解除の理由
秋田市	下新城	中野	街道端西	二三四の三	三・一七七八	〇・四七九五	飛砂の防備	公益上の理由
"	"	"	二三四の六	〇・〇〇二八	〇・〇〇二八	〇・〇〇二八	"	"
湯上市	天王	追分西	三〇の三〇四	〇・〇〇一八	〇・〇〇一八	〇・〇〇一八	"	"

(関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び秋田地域振興局農林部並びに秋田市役所及び湯上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第六百十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の新設に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
 平成十八年八月八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 スーパーマーケットよねや富士見町店
 大仙市富士見町二百十三外
- 二 大仙市長の意見

- (一) 騒音対策(排気ダクトの騒音等)
 建設される地域は、用途地域の第一種住居地域で周辺が住宅地となっていることから、騒音防止計画に基づき環境基準を厳守するとともに更に騒音レベルの軽減に努めること。また、騒音及び大気汚染防止の観点から、駐車場内におけるアイドリングストップを徹底すること。
- (二) 周辺住宅環境への配慮
 周辺住宅環境の保全のため、ゴミ保管室等からの異臭防止など廃棄物処理計画に基づき周辺環境への問題には万全を期すこと。また、敷地内の側溝を含め、排水路の清掃に心がけること。
- (三) 車両の出入りについての配慮

- (一) 縦覧場所
 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
 大仙市役所 農林商工部 商工観光課
 - (二) 縦覧期間
- アクセス路線となっている国道百五号並びに二級市道富士見町線は、主要幹線として地域住民の生活路となっており、市内でも交通量の多い路線となっており、交通事故や交通渋滞を未然に防ぐため、夕方の混雑時には特に来客者の適切な誘導を行うこと。
- 三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要
 意見書の提出なし
 - 四 関係書類の縦覧場所及び期間

平成十八年八月八日から同年九月八日まで

秋田県告示第六百十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があつたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十八年八月八日

秋田県知事 寺田 典城

一 作業の種類

基本測量

二 作業を行う地域

秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村

三 作業を行う期間

平成十八年八月十四日から平成十九年一月二十五日まで

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十八年八月八日

秋田県知事 寺田 典城

一 申請のあつた年月日

平成十八年七月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人工房JOYさあくる

三 代表者の氏名

鈴木 千里

四 主たる事務所の所在地

秋田県大館市片山町三丁目一番地五十六号

五 定款に記載された目的

この法人は、心身の障害により一般企業への就労困難な障害者に対して、日中活動の拠点となる場を提供し、自立支援、就労支援等の機能を強化および充実するため、障害者自立支援法に基づきサービスを提供する事業および地域住民とともに、生きがいのある住みよい生活環境を支えながら、作業や交流活動を通して、福祉ならびに社会性の向上と社会経済活動への参加

を促進し、以って自立助長を図ることを目的とする。

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、三種町鶴川土地改良区からなされた新たな土地改良事業の施行に係る申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年八月八日

秋田県知事 寺田 典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業(八沢地区泉単小規模土地改良事業)計画書及び定款の写し

二 縦覧期間 平成十八年八月十四日から同年九月八日まで

三 縦覧場所 三種町役場(本庁)

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、男鹿東部土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十八年八月八日

秋田県知事 寺田 典城

退任理事の住所及び氏名

男鹿市脇本富永字飯ノ森三十八番地

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、仙北市黒倉堰土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十八年八月一日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十八年八月八日

秋田県知事 寺田 典城

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成十八年八月八日

秋田県知事 寺田 典城

一 公の施設の概要
名称 秋田工業用水道
所在地 秋田市仁井田字新中島七百七十番地の一

(二) 設置目的
秋田工業用水道(以下「工業用水道」という。)は、秋田市区域の産業の振興を図るために設置したものであり、適正

かつ合理的な運営により経営の効率化を図り、工業用水道の使用者に良質で安定した工業用水を供給し、産業の振興に寄与するとともに、公共の福祉の増進を図るものである。

(四) 規模等
施設能力 日量二十万立方メートル
給水能力 日量十六万六千立方メートル
施設総面積 約七四、一六九平方メートル
主な施設
取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設、受変電設備、その他場内施設

(三) 指定管理者に行わせる管理の業務
施設及び設備の維持管理に関する業務
工業用水の供給に関する業務
(一)及び(二)に掲げるもののほか、工業用水道の管理に関し、知事が必要と認める業務

管理を行わせる期間
平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで(予定)

四 申請をする団体に必要な資格等
(一) 申請をする団体に必要な資格
(1) 秋田県内に事務所を有する法人その他の団体(複数の団体が、当該施設の管理業務に参加するため構成した団体を含む。)であること。
(2) 健全な財務能力を有していること。

(3) 計画処理水量が一日あたり三万立方メートル以上の上水道又は工業用水道の浄水施設又は水処理施設(水源として淡水を利用するものに限り、排水処理施設は除く。)において、一年以上の管理業務の実績を有すること。

(二) 申請することができない団体
(1) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当する団体でその事実があつた後二年を経過していないもの(同項各号のいずれかに該当する者でその事実があつた後二年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。)

(2) 申請の日において現に県の指名停止措置を受けている団体
(3) 申請の日において破産手続、再生手続又は更正手続が開

始されている団体
(4) 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体

五 申請の手続

- (一) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
- (1) 指定の期間に係る年度ごとの工業用水道の管理及び運営の業務計画書
- (2) 定款若しくは寄附行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類
- (3) 直近過去三カ年度分の事業活動の概要を記載した書類、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又はこれらに準ずる書類
- (4) 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納が無いことの証明書（申請書提出日前の一月以内に交付されたもの）
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- (二) 提出場所
郵便番号〇一〇 八五七二 秋田市山王三丁目一番一号
秋田県産業経済労働部公営企業課企画・経営班（電話番号〇一八 八六〇 五〇一一・ファクシミリ〇一八 八六〇 五八三二）
- (三) 提出期限
平成十八年九月十五日（金）午後五時十五分まで
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。
- 六 選定の方法、基準及び時期
- (一) 産業経済労働部指定管理者（候補者）選定委員会において、工業用水道の設置の目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。
- (二) 選定は、平成十八年十月上旬までに行い、その結果については、書面により速やかに通知する。
- 七 募集要項の交付
五(二)に掲げる場所で、秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する休日を除き、平成十八年八月八日（火）から平成十八年八月三十一日（木）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで交付する。
なお、郵送で交付を求める場合は、二百円切手をはった宛先明記の返信用封筒（定形外形形二号）を同封すること。
- 八 説明会
(一) 日時
(1) 第一回 平成十八年八月二十二日（火）

(2) 第二回 平成十八年八月三十日（水）

- (二) 場所
秋田市仁井田字新中島七百七十番地の一 秋田工業用水道事務所二階会議室
 - (三) その他
説明会への参加を希望する団体は、参加人数を明記の上、第一回は平成十八年八月二十一日（月）、第二回は平成十八年八月二十九日（火）の午後五時十五分までに五(二)に知事の定めた様式により、ファクシミリで申し込むこと。
 - 九 その他
 - (一) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めるとがある。
 - (二) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
 - (三) 工業用水道の使用料は、県が自己の収入として収受するものとし、指定管理者に対しては、管理の業務の対価として管理委託料を、年度ごとに予算の範囲内で支払うものとする。
詳細は募集要項による。
 - (四)(五) 問い合わせ先
秋田県産業経済労働部公営企業課企画・経営班（電話番号〇一八 八六〇 五〇一一・ファクシミリ〇一八 八六〇 五八三二）
- 特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
- 平成十八年八月八日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品の名称及び数量
胃部検診車 一台
 - (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。
 - (三) 納入期限
平成十九年三月十九日（月）
 - (四) 納入場所
秋田県総合保健事業団
 - 二 入札に参加する者に必要な資格等
(一) 入札に参加する者に必要な資格
(1) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

- (3) 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (4) 秋田県物品等調達支払管理システム（電子情報処理組織（物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。）により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一項第一号に規定する電子証明書の発行を受けていること。
- (二) (一)の資格に係る申請
(1) 資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム（電子情報処理組織（競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。）により平成十八年九月十二日（火）までに申請すること。ただし、知事が特に必要と認めるときは、当該方法に代えて、所定の競争入札参加資格申請書を提出して申請することができる。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局総務事務センター（電話番号〇一八 八六二 七四三三）
- (二) 調達システム（<http://www.itemsupply.pref.akita.jp/eps/public/publTop.do?methodName=IntDisplay>）により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。
- (三) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十八年八月八日（火）から同年九月十九日（火）までの期間、(一)の場所において随時交付する。
- (四) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法
平成十八年八月八日（火）から同年九月十九日（火）まで

の期間、調達システムにより利用することができず。

四 入札執行の日時及び場所
平成十八年九月二十七日(水)午後一時三十分
秋田県出納局総務事務センター

五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六百六十条から第六百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記載すること。

(三) 入札の無効
秋田県財務規則第六百六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(六)(五) 契約書作成の要否
提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他
詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

七 概要
Summary
1 Nature and quantity of item to be purchased :
Stomach X-ray examination car
2 Time-limit of tender : 1:00 P.M. 27 September, 2006
3 Contact point for the notice : General Administration Center Bureau of Treasury, Akita Prefectural

Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture
010-8570, Japan TEL 018-860-2743

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 0862-8766 FAX 0863-0005
E-mail: matsubara@matsubaramsatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄